

ガス小売事業者等に関する今後の対応について

(都市ガス談合等事案に係るフォローアップ)

2025年5月23日 (金)

第9回制度設計・監視専門会合

事務局提出資料

本日の御議論

- **ガス小売事業者による大口都市ガスの受注調整事案等**に関連し、**昨年9月から1年間、4か月に1回の頻度で業務改善命令及び業務改善指導に基づく報告**を、**東邦瓦斯株式会社及び中部電力ミライズ株式会社**より受領することとしている。
- 本年4月に**各社から第2回目の報告**があったところ、**各社からの報告内容の概要**を御報告する。

各社の取組に対する確認の観点の整理

- 第532回電力・ガス取引監視等委員会（2024年9月2日）において、各社の取組が改善計画及び報告に沿ったものになっているか、**以下の項目を中心に確認を行うこととされた。**

フォローアップにおける確認のポイント

第532回電力・ガス取引監視等委員会
資料7抜粋（2024年9月2日）

	確認の観点
第1回 フォローアップ (2025年1月頃)	【実施状況の確認①：社内ルール・体制整備、研修等】 <ul style="list-style-type: none">● 社内ルールや体制整備の状況及び運用状況、運用上の課題を踏まえた見直しの状況等の確認● 教育・研修の実施計画・実施状況の確認
第2回 フォローアップ (2025年5月頃)	【実施状況の確認②：三線管理、第三者評価】 <ul style="list-style-type: none">● 三線管理の体制や運用上の工夫、実効性向上のための三線間での協働等の状況の確認● 外部人材を構成員の過半数に含む組織体による評価や提言等の確認
第3回 フォローアップ (2025年9月頃)	【取組の効果の確認、今後の課題と取組】 <ul style="list-style-type: none">● 一連の取組を通じた役職員の意識や行動の変化の状況の確認● 経営層による課題認識と継続的取組の確認

**今回、中心的に
確認する項目**

三線管理の体制や運用上の工夫、三線間での協働等の状況

- 各事業者は、**第1線（業務執行部門）**に、**第1線のガバナンスの取りまとめ**を担う「**第1.5線**」を置いている。
- **第1線・第1.5線と第2線（管理部門）**は、次のような方法で**定期的に意見交換の機会**を持っている。
 - － 第2線が、四半期に一度及び必要に応じて随時、第1線及び第1.5線を含むグループ内の各組織と、コンプライアンス等について意見交換を実施。コンプライアンス上の課題に加え、社内のコミュニケーション等の将来的にコンプライアンス上の問題につながる可能性のある課題も取り上げて議論している。
 - － 第1線と第2線の部門長等が出席する会議が週1回開催され、その中でコンプライアンス等に係る議論も行われている。第1.5線は、日々の業務においてコンプライアンスの重要性が高いという雰囲気を作ること意識しており、第1線との日々の打合せの中で気になる点があれば第2線に確認した方が良いとの助言も行っている。
- **第2線と第3線（内部監査部門）**も、**監査の機会等において意見交換**を行っている。
- 各事業者とも、**社内ルールを検討する際に、第1線と第2線が協働**している。

改善計画に関する内部的な監査の実施状況、外部人材を構成員の過半数に含む組織体による評価や提言等の確認

- 各事業者は、自社の改善計画を踏まえた取組状況について**内部監査を実施**して、**監査結果等を取締役会などに報告**している。
- また、各事業者の**外部人材を構成員の過半数に含む組織体**は、第2線部署（管理部門）などから改善計画に基づく取組等の報告を受けた上で、**会議を定期的**に開催し、**改善状況や改善に向けた課題や必要な取組について提言**を行っている。
 - － 各線の連携などに係る取組を続けていく必要がある。そして、それでも有事が起こってしまったときに、申告して貰えるような信頼性のある制度を作ることが重要。
 - － 二度とこういうことを起こさないということで、矮小化しないことが大事。事業の中でどこでも起こりうるものであり、自分事であるということが少しでも多くの社員に行き渡るようにしていくべき。
- 上記の内部監査や外部人材を構成員の過半数に含む組織体での提言等も踏まえて、各事業者は、**改善に係る取組を継続的に検討・策定**している。
- 各事業者において、**外部人材を構成員の過半数に含む組織体の今後の取扱いについては、外部の目線を取り入れてアドバイスを受けると**いう同組織体の趣旨は活かしていく方向で検討中である。

【参考】改善計画及び報告のポイント（内部的な監査等）

第532回電力・ガス取引監視等委員会
資料7 抜粋（2024年9月2日）

改善計画及び報告のポイント① 内部的な監査・社外の視点

- 各社ともに、本件を踏まえた内部監査を実施することとしている。
- また、外部人材を構成員の過半数に含む組織体を設置し、改善計画の実施状況の検証等を実施することとしている。

【業務改善命令の内容】（抜粋）

- ① 改善計画に関する内部的な監査を継続的に行うとともに、外部人材を構成員の過半数に含む組織体により、社外の視点から改善計画の実施状況及び実効性を継続的に把握・評価し、その必要な見直しを行う仕組みを整えること。

東邦ガス	中電ミライズ
<p>【内部監査】</p> <ul style="list-style-type: none">• 内部監査部門において業務改善計画を重要な監査項目に位置付け• 独占禁止法やガス事業法等の遵守状況について、年1回全部署に書面監査や実地監査を実施	<p>【内部監査】</p> <ul style="list-style-type: none">• 独占禁止法に関する研修の対象者拡大等について内部監査の実施を予定• 競合事業者との接触に関する監査については、次頁に記載
<p>【組織体】</p> <ul style="list-style-type: none">• 外部弁護士2名と内部統制部門の担当役員1名で構成する「業務改善計画検証会議」を新設し、業務改善計画の実施状況等を継続的に検証• 社外監査役を過半数とする監査役会においても、再発防止に向けた重点的な監査を強化・継続する	<p>【組織体】</p> <ul style="list-style-type: none">• 代表取締役及び常勤監査役、3名の社外弁護士を構成員とする「改善計画モニタリング会議」を設置し、改善計画の実施状況や内部監査結果を同会議に報告• 同会議から改善計画の実施状況や実効性に係る評価を受けるとともに、必要な見直しに係る助言を受け、取締役会に報告の上、次回会議で対応を報告

今後のフォローアップ

- 今回のフォローアップを通じて得られた「気づき」については、引き続き事業者にフィードバックしつつ、次回（本年9月頃を想定）は、以下の項目を中心に確認を行うこととしたい。

フォローアップにおける確認のポイント

第532回電力・ガス取引監視等委員会
資料7抜粋（2024年9月2日）

	確認の観点
第1回 フォローアップ (2025年1月頃)	【実施状況の確認①：社内ルール・体制整備、研修等】 <ul style="list-style-type: none">● 社内ルールや体制整備の状況及び運用状況、運用上の課題を踏まえた見直しの状況等の確認● 教育・研修の実施計画・実施状況の確認
第2回 フォローアップ (2025年5月頃)	【実施状況の確認②：三線管理、第三者評価】 <ul style="list-style-type: none">● 三線管理の体制や運用上の工夫、実効性向上のための三線間での協働等の状況の確認● 外部人材を構成員の過半数に含む組織体による評価や提言等の確認
第3回 フォローアップ (2025年9月頃)	【取組の効果の確認、今後の課題と取組】 <ul style="list-style-type: none">● 一連の取組を通じた役職員の意識や行動の変化の状況の確認● 経営層による課題認識と継続的取組の確認

次回、中心的に
確認する項目